

生活保護制度に夏季加算新設を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大によるいわゆるコロナ禍の中、本年も大変な猛暑が続いた。本年6月1日から8月16日までに熱中症で救急搬送された人は、全国で3万5,317人、65歳以上の高齢者が60%以上を占め、発生場所は、住居が約半数を占めている。高温多湿の部屋での熱中症対策としてエアコンの活用が効果的であるが、生活保護利用者には、電気代が負担となっている。

厚生労働省は、熱中症による健康被害が多く報告されていることを踏まえ、平成30年6月に生活保護利用者へ一定の条件を満たす場合にエアコン等の冷房機器購入費と設置費用の支給を認めている。しかしながら、暖房代などの支出に対応する冬季加算は認められているが、夏季加算については認められていない。

よって、府中市議会は、政府及び東京都に対し、猛暑から生活保護利用者の命と健康を守るために、生活保護制度に夏季加算を新設することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

様

東京都府中市議会議長

横 田 実